

**TCSW ニュース**  
( Toyama Certified Social  
Workers' News )

ぶり  
**鮪おこし**



(No. 99)

発行：一般社団法人 富山県社会福祉士会  
編集：富山県社会福祉士会

〒939-0341 射水市三ヶ 579 富山福祉短期大学  
1号館1F内  
TEL/FAX 0766-55-5572  
MAIL [toyama.csw@gmail.com](mailto:toyama.csw@gmail.com)

発行月日：2020年 3月 20日  
富山県社会福祉士会ホームページ  
[www.toyama-csw.org](http://www.toyama-csw.org)

**CONTENTS**

- 副会長 あいさつ
- 研修報告①基礎研修Ⅰ 集合研修(2)
- 研修報告② 第2回ソーシャルワーク研修
- 研修報告③ 第3回ソーシャルワーク研修
- 権利擁護委員会（ぱあとなあ富山）
- 災害対策委員会・事務局おしらせ

副会長 酒井 誠  
林 音乃加  
竹田 佳奈子  
山崎 貴志  
永野 美江



副会長 酒井 誠

新型コロナウィルスの感染が世界的に拡大しています。ワクチン、治療薬がない段階では、感染拡大を阻止する一番重要な方法は、人が集まる機会を減らすなど、感染伝播のリスクを少なくすることだといわれています。年度末から新年度にかけてさまざまな行事やイベントが延期または中止になり、ぱあとなあ富山の研修も残念ながら延期としました。

新型コロナウィルスに対して免疫を有している人はほとんどないため、北海道、首都圏を中心 にみられている流行が全国に拡大しはじめています。感染者の発生が増加すると、高齢者、基礎疾患を有する人などに被害が集中することになります。まさに非常事態といえます。SWとしては、このようなときこそ、誰のために何のために（このフレーズはどこの場面でもつかえますね）何をすべきか冷静に考え行動することが必要だと感じています。

さて、ぱあとなあ富山では、富山家庭裁判所で1~2か月毎に行われる「後見実務運用改善等協議会」に弁護士会や司法書士会とともに専門職団体として出席しています。利用促進法関連の中央での議論の紹介や基本計画の進捗状況の確認、論点整理、県内の動向や課題、専門職団体としての役割などについて話し合っています。

利用促進法が施行されて、よりメリットが実感できる制度運用へ向けて身上監護を専門とする社会福祉士および社会福祉士会への期待は大きいです。本人意思がより尊重される保佐や補助、任意後見の周知をいかにすすめるかが課題です。任意後見はまさに本人の自己決定に基づいたオーダー

メイド型の制度になりますが十分周知されていません。また、保佐相当も相当数、後見類型に組み込まれていたのではないかという反省のもと、より適切に診断（類型選択）されるよう、生活状況が記載された「本人情報シート」の活用を促したいです。この本人情報シートは診断書作成時の補助資料としてだけではなく、後見人等選任時（支援方針の検討）、選任後（モニタリング）など、さまざまな場面で活用できますので、上手く機能すればより継続的で切れ目のない支援が行えると思います。また、意思決定支援の各種ガイドラインを踏まえた支援を率先して行うことも大切です。専門職後見人としては、安易な代理権行使には抑制的になり、後見類型でも（さらには財産管理自体にも）、民法858条の「成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮」義務が課されていることを十分意識する必要があります。

私たちの意識をかえることも求められています。受け手と支え手という2者の関係から、支援が必要な方を社会全体で支えるという後見の社会化に向けて、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築、そして司法と福祉の連携など、一人ひとりがそれぞれの立場で出来ることを行うことが大切です。

後見人側（特に親族後見人）からすると切実な問題もあります。家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難とされ、こうした相談は司法も含めた支援チームの福祉的なアプローチの中で見出していくことになりそうです（家裁は主に後見人の裁量の範囲外のこと、権限の逸脱や乱用について見る）。その意味でも、相談機能や後見人支援の中心的な役割を担う中核機関の設置が急がれています。ばあとなあ富山では今後もよりよい権利擁護体制の実現に向けて取り組んでいきたいと思います。

## 研修報告

基礎研修Ⅰ 集合研修(2)に参加して



林 音乃加

今回の基礎研修では社会福祉士に共通する専門性や倫理綱領・行動規範について勉強させていただきました。

講義では倫理綱領・行動規範制定までの流れや構造について学び、理解が深まりました。講義のなかで印象的であったのが社会福祉士として、まず自分の意識を変えることも大切であるということです。自分を紹介するときに相談員ではなく社会福祉士と名乗る、そうしたことを心がけていくことも自分が社会福祉士であるという自覚を高めることに加えて、社会福祉士という職種を社会や人々に知ってもらうことに繋がるのだと学びました。

演習では反対・賛成に分かれてテーマに沿った話し合いを行いました。話し合いをしていくな

でどちらが正しいかということは一概に言えないという意見がどのグループでも出ていました。白黒つける必要はなく様々な視点で事象をみることができるのは社会福祉士ならではの視点であると学びました。そして、価値は立場によって変わるものであるから価値のぶつかり合いが支援を行っていくうえで葛藤をうむことがある、自分の実践に迷いが生じたときの指針として倫理綱領があると知りました。演習に取り組むことに加え、話し合いのなかで感じた葛藤について倫理綱領を絡めて説明いただいたことで倫理綱領があることの重要性を実感しました。実際の支援で自分の実践に迷いや葛藤が生じたときに倫理綱領を参考にしたいと思います。

また、最後の演習では事例を読みどのような支援が必要か、そしてその支援は倫理綱領のどの内容に当てはまるかをグループで話し合い、視覚的に分かりやすいようにまとめていきました。最後のグループごとの発表では、他グループの考え方も知ることができよかったです。事例にある問題をどのように解決するかを話し合うのではなく、支援内容と倫理綱領の関係に重点を置いて考える演習でした。今までに取り組んだことがない演習内容でしたが、支援と倫理綱領の関係を意識して実践を行うことの大切さを感じ、学ぶことができました。

今回の研修で専門性や倫理綱領・行動規範がある意味についての理解が深まりました。今回得た学びを知識としての理解にとどめず、実践の場で活かしていきたいです。



## 第2回ソーシャルワーク研修に参加して学んだこと

竹田 佳奈子

以前より興味があったスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）についての研修に参加させていただきました。SSWの役割と実践、現状と課題について学びました。

SSWは、環境に働きかけ、ネットワークを築く専門家であり、ソーシャルアクションを仕掛けていくことが求められています。いじめや不登校等、様々な問題や課題がある中、個別の支援から環境に働きかける幅広い支援が実践として行われていることを知りました。

学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進についてのお話では、特にSSWの活動の幅の広さが印象的でした。

SSWは子どもの問題に「生活の視点」で関わっていくことが大切であり、周りの環境に目を向け、支援チームの形成づくりに重要な役割を担うため、学校現場におけるSSWの配置の重要性が増してきていることも知ることができました。

多様な支援方法を用いて問題解決を図っていくことは、社会福祉士の専門性を最大限に發揮し生かすことができる活動だと感じます。実際にSSWとして活動されている清水会長の熱意にあふれた

ご講義をお聞きして、SSW の活動にさらに興味を持ちました。福祉分野だけではなく教育分野についての知識を得ていくことも私の課題です。学校内での役割や仕組みについての理解も必要だと感じました。SSW の活動に挑戦してみたいです。



### 第3回 独立型社会福祉士のソーシャルワーク研修会に参加して

八尾南地域包括支援センター　　山崎貴志

講師の穴倉さんとは同年齢で、氷見が共通点ということもあり興味を惹かれ本研修会を受講しました。(受講後ぴったし同じ齢と知りました)

人ととの色々な繋がりや、様々な地域力が落ちていると感じる中で、私達福祉に携わる者に求められていることが人と地域をつなげる接着剤の役割とすれば、独立型社会福祉士の仕事は万能接着剤でもあるし、「一人の取りこぼしもない、きめの細かさ」でもあると強く感じました。また日頃の業務で頭を悩ます情報発信についても、穴倉さんの話から多くを学ぶことができました。でも、穴倉さんのように熱のこもったプレゼンテーションはなかなか出来ないなあと思いました。しかし社福士には様々な場面で情報の発信力が求められていると思うので、今後はもう少し人に上手く伝える工夫を自分なりにやってみようと思います。

穴倉さんの一つひとつの積み重ねから、誰でもOK、よろず相談所、みんなの拠り所の「ひみいろハウス」プロジェクトが本年より始動されるそうです。自分が住みたいと思う場所で、安心して生活を送れることができれば最高の人生であると思います。ゲストハウスやみんなの畠等も興味が尽きません。氷見から見える立山連峰の景色や、氷見の里山が大好きですが、氷見に縁がある私もふらっと立ち寄れる場所になれば嬉しいです。



\*\*\* 権利擁護委員会（ぱあとなあ富山）からのお知らせ \*\*\*

セミナー報告



12月20日、自治労とやま会館にて「2019年度成年後見活用実務セミナー」を開催しました。参加者は56名でした。「地域共生社会の実現のために専門職に求められる権利擁護の在り方とは～成年後見制度が真に必要な制度となるために」をテーマに、東洋大学社会福祉学科の高山直樹先生より講義をいただきました。また、分科会①では成年後見制度申立て実務演習を、分科会②では富山県における成年後見制度利用促進の今後の方向性について、富山家庭裁判所の依田上席裁判官より講義をいただきました。

アンケートより感想を一部ご紹介させていただきます。

- ・自己決定と意思決定との違いについて考えさせられた。意思表出を大事にしていこうと思った。
- ・地域共生社会の実現に必要なのは何かを改めて認識できた。
- ・差別をしてはいけないと思うことがあり、すでに差別意識が自分の中にあると思った。
- ・意思表出を大事にしていこうと思った。
- ・本人の意思決定について、葛藤して支援する立場でありたいと思った。
- ・『伴に』『友に』の言葉が心に残った。
- ・普段の業務では「全然何もできない」という気持ちがあり、仕方がないと納得させて業務をしていたが、仕方がないではなく、どうにかしていく気持ちを持ちたいと思った。
- ・自己決定と意思決定の違いについて理解できた。
- ・『『仕方がない』とあきらめず、踏みとどまる所から始まる』との先生の言葉が強く印象に残った。「仕方がない」とあきらめるSWには絶対ならないようにしたいと強く感じた。
- ・日頃の業務で相談支援をしているが、家族の話ばかり聞いていたように思う。改めて、利用者本人の意思を確認し、その気持ちに沿った支援をしようと思った。
- ・現在ある施設や制度に利用者を当てはめているのが現状である。社会資源の開発を頑張ろうと思った。
- ・「福祉に関わる私達の心の中に差別がないか」という言葉が心に刺さった。



分科会①の実務演習では、申立ての一連の流れがよくわかり具体的に学べて良かった、今後の業務に生かしたい、実際の申立て書を見ながら説明を受けたのでわかりやすかった等の声が聞かれました。

分科会②では、依田裁判官の話は強く心に刻まれた、話がとても具体的で裁判所のイメージも変わった、意思決定を大切にするという言葉に涙が出そうになった、普段聞けないことが聞けてよかったです、ハードルが下がった、成年後見制度の利用において現状や専門職の困りごとなどを聞くことができた、裁判官は難しい方かと心配していたがとても理解しやすい研修だった、裁判所が気軽に相談できる場であることに驚いた等の声が聞かれました。

アンケートの集計を読み、その中に社会福祉士会頑張って下さいの言葉が。(嬉しかったです)一般向け啓発は講師派遣報告をご覧ください。仕方がない を言わない・・・あちこちで使っています。

## 講師を派遣しました

### 権利擁護のための出前講座

ばあとなあ富山では、富山県社会福祉協議会と共に「高齢者・障がい者の権利擁護のための出前講座」を開催しております。この事業は、福祉関係者等に対して成年後見制度や日常生活自立支援事業の啓発・周知を促し、両制度の活用促進を図ることを目的としています。

今年度は、10会場（銀行、ケアハウス、包括、社協、デイ、民生委員協議会等）で実施しました。多数のご参加をいただき、ありがとうございました。

### 市民後見人養成講座

呉西地区成年後見センター主催の市民後見人養成講座実務研修に講師を派遣しました。この講座は市民後見人の養成を目的としており、計6日間の日程で行われ、そのうち、「対人援助の基礎」や「制度の手続きの流れ」「申立の実務」「演習」などのコマを担当しました。



## 意思決定支援のツールを使った研修を実施しませんか？

ばあとなあ富山では、日本社会福祉士会が開発した意思決定支援のための2種類のツールを使った研修（演習）を実施しています。本人の意思決定支援に関わる関係者の状況を可視化し、役割分析をするための「ソーシャルサポート・ネットワーク」、本人の参加を基本とした話し合いで用いることを前提に、意思決定支援の話し合いのプロセスを可視化するための「意思決定支援プロセス見える化シート」の2種類のツールを使うことで、意思決定支援の手順をきちんと踏んでいるか、すべきことを行っているかを確認することができます。さらに意思決定支援の内容が記録され、事後的に検証も可能となります。各種ガイドラインで示されている意思決定支援を具体的に行うための1つの方法といえます。日本社会福祉士会では、2種類のツール開発の他、ツールの活用方法等をまとめた「意思



「決定支援実践ハンドブック」も発刊しています。研修はこのハンドブックに基づいて実施しています。研修に関するご質問・ご相談は、(090) 2379-1475 partner@toyama-csw.org までお願いします。

## 「人材育成研修」 報告

2019 年度は富山県で開催し、石川・福井・富山から約 30 名の参加がありました。4 日間の集合研修で事前課題や修了評価（試験）もあり、かなりハードな内容だったかと思います。本当にお疲れさまでした☆



告知 「2020 年度 成年後見人材育成研修」を開催します！

すでにご案内しておりますが、2017 年度から、「成年後見人養成研修」が、成年後見制度を活用する社会福祉士が受講可能な「成年後見人材育成研修（認証研修）」と、成年後見人等として実務を担う候補者の養成を目的とする「名簿登録研修（県独自研修）」の 2 つに分かれました。研修を 2 段階に分けたことにより、成年後見人材育成研修では、地域で相談援助に従事する社会福祉士（受任を想定していない方）も成年後見活用の知識・技術を習得することが可能となりました。2016 年度までは「成年後見人養成研修」として毎年、富山で開催しておりましたが、2 つに分かれたのを機に 2017 年度から各県（富山・石川・福井）持ち回り開催となっています。2019 年度は富山で開催し、2020 年度は、石川県で開催する予定です。

受講要件については、「日本社会福祉士会の（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を受講済みである者、若しくは 2011 年度までの旧生涯研修制度共通研修課程を 1 回以上修了済みである者」等で、以前よりも条件が厳しくなっています。

人材育成研修はこれまでのように「受任できるもの」という要件がなくなり、普段の相談業務に生かしたい方も受講でき、門戸が広がっています。「やがて後見等受任してみたい」という方も含め、受講要件をクリアしている方はぜひこの機会に受講していただけたらと思います。

2020 年度の日程は、9 月 13 日（日）10 月 11 日（日）11 月 8 日（日）12 月 13 日（日）を予定しています。会場は、金沢市松ヶ枝福祉館（〒920-0864 石川県金沢市高岡町 7 番 25 号）定員は 30 名（石川県・富山県・福井県）です。日程や受講条件など詳しくは石川県社会福祉士会までお問い合わせください。

成年後見制度事例研究会 100 回記念公開セミナー開催のお知らせ

令和 2 年 5 月 16 日(土) 午後 2 時～5 時 サンシップとやま福祉ホールにて

記念講演 「成年後見制度の現状と利用促進について」 富山家庭裁判所

パネルディスカッション：各団体の取り組みの現状と課題 等

詳細が決定次第お知らせいたします。

### ＊＊＊ 災害対策委員会からのお知らせ ＊＊＊

富山県災害派遣福祉チーム (DWAT=Disaster Welfare Assistance Team) に 5 名の方に参加いたしました。

### ＊＊＊ 事務局からのお知らせ ＊＊＊

#### 【消費税増額による会費引落手数料の変更について】

2019 年 10 月 1 日から消費税が増額になったことにより、年会費引落手数料が 118 円から 121 円に変更になっています。

#### 【2020 年度年会費のお知らせ】

2020 年度年会費引落予定日は 4 月 13 日（月） です。

会費引落口座の残高について予めご確認下さいようお願いいたします。

#### 【会員情報の変更について】

ご住所、勤務先に変更があった場合は速やかに変更届を提出してください。

日本社会福祉士会 HP ([www.jacsw.or.jp](http://www.jacsw.or.jp)) からダウンロードできます。

### ★ 富山県社会福祉士会会員の状況 ★

会員：490 名 (2020 年 2 月 29 日現在)

会を通じて仲間を作り、ともに自己研さんに励みましょう。

### ・・・編集後記・・・

鯉おこし 99 号を発行できました。皆さんにはお忙しい中、原稿のご協力をありがとうございました。さて、今年は雪が少なく安堵した日々だったのですが、急に不安な毎日になりました。冷静に冷静に・・何をすべきか考え動こう。皆さん、体調を崩さぬようお過ごしくださいませ。会報はワークハウス連帯さんとの協力で発行しています。いつもありがとうございます。（永野）